

平成25年6月定例会

# 議案説明資料

## 予算に関する説明書

(平成25年度6月補正予算関係)

未来づくり推進局

### トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

# 平成25年6月定例会議案説明資料目次

未来づくり推進局

## 【予算関係】

議案番号	件名	課名等	頁
第1号	平成25年度鳥取県一般会計補正予算		
	1 補正予算説明資料	(総括表)	1
		県民課	2
	2 歳入歳出事項別明細書		3

## 【予算関係以外】

(議案)

議案番号	件名	課名等	頁
第15号	関西広域連合規約の変更に関する協議について	企画課	5

(報告)

報告番号	件名	課名等	頁
第2号	平成24年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書について	企画課	9
第11号	長期継続契約の締結状況について	鳥取力創造課	10

補正予算説明資料総括表

未来づくり推進局(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
県民課	28,523	924	29,447				924	
合計	991,354	924	992,278				924	
<p>&lt;説明&gt;                      パートナー県政普及事業(924千円)実施に伴う補正。</p>								

平成25年度 一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

県民課（内線：7848）

1目 一般管理費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考												
				国庫支出金	起債	その他	一般財源													
(新) パートナー県政普及事業	0	924	924				924													
トータルコスト	0	8,868	8,868	(補正に係る主な業務内容)																
従事する職員数	0.0人	1.0人	1.0人	県民フォーラムの開催、パンレットの作成等																
工程表の政策目標	鳥取県民参画基本条例の成立を受け、条例の理念を周知し、県民県政参画を促進する。																			
<b>事業内容の説明</b> <b>1 事業の背景・目的</b> ○鳥取県民参画基本条例が平成25年3月26日に公布施行された。また、県民投票部分も10月1日に施行予定である。 ○パートナー県政を進めるため、推進会議を設置し、鳥取県ボランティア・市民活動支援センター(仮称)を開設する予定。 ○県民フォーラムの開催や県の取組みの周知など積極的な広報を行い、県政参画の機運を醸成する。																				
<b>2 主な事業内容</b> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">区分</th> <th style="width:15%;">予算額</th> <th style="width:65%;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県民フォーラム</td> <td style="text-align: center;">293</td> <td>講演、パネルディスカッションを9～10月頃開催予定。</td> </tr> <tr> <td>その他の広報</td> <td style="text-align: center;">631</td> <td>パートナー県政の取組を周知するため、各種広報を実施。 新聞、パンフレット、HP、県政だより等の各種媒体、公民館等における随時説明会など</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">924</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>									区分	予算額	内容	県民フォーラム	293	講演、パネルディスカッションを9～10月頃開催予定。	その他の広報	631	パートナー県政の取組を周知するため、各種広報を実施。 新聞、パンフレット、HP、県政だより等の各種媒体、公民館等における随時説明会など	計	924	
区分	予算額	内容																		
県民フォーラム	293	講演、パネルディスカッションを9～10月頃開催予定。																		
その他の広報	631	パートナー県政の取組を周知するため、各種広報を実施。 新聞、パンフレット、HP、県政だより等の各種媒体、公民館等における随時説明会など																		
計	924																			
※その他、市町村への周知のため、逐条解説、手引きを作成。																				

平成25年度 6月補正予算歳入歳出事項別明細書(未来づくり推進局)

(単位:千円)

款 項 目 節	2款 総務費								
				うち未来づくり推進局					
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	1項 総務管理費		
							補正前	補正額	補正後
1 報 酬	497,437		497,437	24,878		24,878	19,355		19,355
2 給 料	2,887,560		2,887,560	191,412		191,412	191,412		191,412
3 職員手当等	4,351,497		4,351,497	96,460		96,460	96,460		96,460
4 共 済 費	1,126,780		1,126,780	73,871		73,871	73,139		73,139
5 災 害 補 償 費	500		500						
6 恩給及び退職年金	28,690		28,690						
7 賃 金	33,195		33,195						
8 報 償 費	208,454	148	208,602	7,824	148	7,972	2,413	148	2,561
9 旅 費	227,083	155	227,238	17,486	125	17,611	4,671	125	4,796
費用弁償	18,018		18,018	2,415		2,415	455		455
普通旅費	160,442		160,442	10,286		10,286	3,371		3,371
特別旅費	48,623	155	48,778	4,785	125	4,910	845	125	970
10 交 際 費	3,750		3,750						
11 需 用 費	603,843		603,843	50,070		50,070	43,065		43,065
12 役 務 費	546,355		546,355	153,710		153,710	146,820		146,820
13 委 託 料	3,424,816	11,018	3,435,834	208,399	651	209,050	122,544	651	123,195
14 使用料及び賃借料	583,393		583,393	12,843		12,843	8,711		8,711
15 工 事 請 負 費	608,683		608,683						
16 原 材 料 費									
17 公有財産購入費									
18 備 品 購 入 費	316,510		316,510	236		236	236		236
19 負担金、補助及び交付金	7,679,010	108,823	7,787,833	134,532		134,532	25,722		25,722
20 扶 助 費									
21 貸 付 金	150,000		150,000						
22 補償、補填及び賠償金	2,000		2,000						
23 償還金、利子及び割引料	189,300		189,300						
24 投資及び出資金	3,000		3,000	3,000		3,000			
25 積 立 金	225,428		225,428	7,965		7,965			
26 寄 付 金									
27 公 課 費	297		297						
28 繰 出 金									
予 備 費									
計	23,697,581	120,144	23,817,725	982,686	924	983,610	734,548	924	735,472
財 国 庫 支 出 金	2,118,794	49,200	2,167,994						
源 地 方 債	323,000		323,000						
内 そ の 他	1,437,511	38,288	1,475,799	159,201		159,201	1,488		1,488
訳 一 般 財 源	19,818,276	32,656	19,850,932	823,485	924	824,409	733,060	924	733,984

平成25年度 6月補正予算歳入歳出事項別明細書(未来づくり推進局)

(単位:千円)

款 項 目  節	2款 総務費			未来づくり推進局 合 計		
	うち未来づくり推進局					
	1項 総務管理費			補正前	補正額	補正後
	1目 一般管理費					
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報 酬	2,126		2,126	24,878		24,878
2 給 料	191,412		191,412	191,412		191,412
3 職員手当等	96,460		96,460	96,460		96,460
4 共 済 費	70,533		70,533	73,871		73,871
5 災 害 補 償 費						
6 恩給及び退職年金						
7 賃 金						
8 報 償 費		148	148	7,824	148	7,972
9 旅 費	1,300	125	1,425	17,486	125	17,611
費用弁償				2,415		2,415
普通旅費	1,300		1,300	10,286		10,286
特別旅費		125	125	4,785	125	4,910
10 交 際 費						
11 需 用 費	2,250		2,250	50,096		50,096
12 役 務 費	2,895		2,895	153,710		153,710
13 委 託 料		651	651	208,399	651	209,050
14 使用料及び賃借料	760		760	12,843		12,843
15 工 事 請 負 費						
16 原 材 料 費						
17 公有財産購入費						
18 備 品 購 入 費				236		236
19 負担金、補助及び交付金	68		68	143,174		143,174
20 扶 助 費						
21 貸 付 金						
22 補償、補填及び賠償金						
23 償還金、利子及び割引料						
24 投資及び出資金				3,000		3,000
25 積 立 金				7,965		7,965
26 寄 付 金						
27 公 課 費						
28 繰 出 金						
予 備 費						
計	367,804	924	368,728	991,354	924	992,278
財 源						
内 庫 支 出 金						
地 方 債						
そ の 他	10		10	159,201		159,201
一 般 財 源	367,794	924	368,718	832,153	924	833,077

条 例 名 等	関西広域連合規約の変更に関する協議について																																																																																																				
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由</p> <p>広域連合議会の活動を充実し、広域連合の事務執行に係る監視機能や調査、政策提言機能等を強化するため、広域連合議会の議員定数を見直すに当たり、関西広域連合規約中、広域連合の議会の定数、広域連合議員の選挙の方法、附則に関する規定について改正を行う必要があることから、関西広域連合規約の一部を変更することに関し協議することについて、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求める。</p> <p>2 概要</p> <p>①規約改正の目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広域連合の議会の議員（以下「広域連合議員」という。）の定数の変更</li> <li>・構成団体の議会ごとに選挙する広域連合議員の人数の変更</li> <li>・広域連合議員の定数等に係る経過措置の削除</li> <li>・広域連合議員の人数に係る経過措置の追加</li> </ul> <p>②改正の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広域連合議会の議員定数を見直し、7人増の36人とする。</li> <li>・定数見直しの考え方は次のとおり。                     <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 各府県区域について2人に、下記の人口区分に応じた人数を加える                             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 人口250万未満……………2人（滋賀県、和歌山県、鳥取県、徳島県）</li> <li>イ 人口250万以上500万未満…4人（京都府域）</li> <li>ウ 人口500万以上750万未満…6人（兵庫県域）</li> <li>エ 人口750万以上……………8人（大阪府域）</li> </ul> </li> <li>2. 政令市を有する府県域内の議席配分は、関係団体で協議 （協議結果⇒京都市2人、大阪市3人、堺市2人、神戸市2人）</li> <li>3. その上で、特定団体の配分を特例減（ア、イにつき各△1）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 部分参加（3分野以下）の団体（現時点では鳥取県に△1を自動適用）</li> <li>イ 構成団体間の均衡又は国の地方機関の管轄を考慮する団体 （兵庫県△1、鳥取県△1、徳島県△1）</li> </ul> </li> </ol> </li> </ul> <p>(参考) 各構成団体の議員定数 (単位：人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">人口 (H22 国勢調査)</th> <th colspan="2">議員定数 計</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>府県域人口</th> <th>政令市人口</th> <th></th> <th>府県域内訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>滋賀県</td> <td>1,410,777</td> <td></td> <td>4</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>京都府域</td> <td>2,636,092</td> <td></td> <td>6</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>    京都府</td> <td></td> <td>2,636,092</td> <td></td> <td>4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>    京都市</td> <td></td> <td>1,474,015</td> <td></td> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大阪府域</td> <td>8,865,245</td> <td></td> <td>10</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>    大阪府</td> <td></td> <td>8,865,245</td> <td></td> <td>5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>    大阪市</td> <td></td> <td>2,665,314</td> <td></td> <td>3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>    堺市</td> <td></td> <td>841,966</td> <td></td> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>兵庫県域</td> <td>5,588,133</td> <td></td> <td>7</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>    兵庫県</td> <td></td> <td>5,588,133</td> <td></td> <td>※ 5</td> <td>構成団体間の均衡△1</td> </tr> <tr> <td>    神戸市</td> <td></td> <td>1,544,200</td> <td></td> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>和歌山県</td> <td>1,002,198</td> <td></td> <td>4</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>鳥取県</td> <td>588,667</td> <td></td> <td>※ 2</td> <td></td> <td>分野部分参加△1 国出先管轄地域外△1</td> </tr> <tr> <td>徳島県</td> <td>785,491</td> <td></td> <td>※ 3</td> <td></td> <td>国出先管轄地域外△1</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>20,876,603</td> <td></td> <td>36</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		人口 (H22 国勢調査)		議員定数 計		備 考	府県域人口	政令市人口		府県域内訳	滋賀県	1,410,777		4			京都府域	2,636,092		6			京都府		2,636,092		4		京都市		1,474,015		2		大阪府域	8,865,245		10			大阪府		8,865,245		5		大阪市		2,665,314		3		堺市		841,966		2		兵庫県域	5,588,133		7			兵庫県		5,588,133		※ 5	構成団体間の均衡△1	神戸市		1,544,200		2		和歌山県	1,002,198		4			鳥取県	588,667		※ 2		分野部分参加△1 国出先管轄地域外△1	徳島県	785,491		※ 3		国出先管轄地域外△1	合 計	20,876,603		36		
	人口 (H22 国勢調査)		議員定数 計		備 考																																																																																																
	府県域人口	政令市人口		府県域内訳																																																																																																	
滋賀県	1,410,777		4																																																																																																		
京都府域	2,636,092		6																																																																																																		
京都府		2,636,092		4																																																																																																	
京都市		1,474,015		2																																																																																																	
大阪府域	8,865,245		10																																																																																																		
大阪府		8,865,245		5																																																																																																	
大阪市		2,665,314		3																																																																																																	
堺市		841,966		2																																																																																																	
兵庫県域	5,588,133		7																																																																																																		
兵庫県		5,588,133		※ 5	構成団体間の均衡△1																																																																																																
神戸市		1,544,200		2																																																																																																	
和歌山県	1,002,198		4																																																																																																		
鳥取県	588,667		※ 2		分野部分参加△1 国出先管轄地域外△1																																																																																																
徳島県	785,491		※ 3		国出先管轄地域外△1																																																																																																
合 計	20,876,603		36																																																																																																		

関西広域連合規約案 新旧対照表

変更案

変更前 (H25.3.29変更届出規約)

第1条~第7条 略

(広域連合の議会の定数)

第8条 広域連合の議会の議員(以下「広域連合議員」という。)の定数は、36人とする。

(広域連合議員の選挙の方法)

第9条 広域連合議員は、構成団体の議会の議員のうちから、構成団体の議会において選挙する。

2 前項の規定により構成団体の議会ごとに選挙する広域連合議員の人数は、第1号に定める人数(以下本項において「府県域定数」という。)を基準として、第2号に定める人数とする。

(1) それぞれの構成府県の区域について2人に、次に掲げる構成府県の区分に応じ、それぞれ次に定める人数を加えた人数

ア 人口(地方自治法第254条に規定する人口をいう。以下本号において同じ。)250万

未満の構成府県 2人

イ 人口250万以上500万未満の構成府県 4人

ウ 人口500万以上750万未満の構成府県 6人

エ 人口750万以上の構成府県 8人

(2) 次の表の左欄に掲げる構成団体ごとに、それぞれ同表の右欄に定める人数

構成団体	人数
構成指定都市を包括する構成府県	当該構成府県の府県域定数から包括する構成指定都市の人数を減じた人数
上記以外の構成府県	当該構成府県の府県域定数に相当する人数
構成指定都市	次に掲げる構成指定都市の区分に応じ、それぞれ次に定める人数
ア 大阪市	3人
イ 京都市、堺市及び神戸市	2人

3 次の各号に掲げる構成団体については、前項の規定にかかわらず、その議会ごとに選挙する広域連合議員の人数は、同項の規定による人数から当該各号に定める人数を減じた人数とする。

(1) 第4条第2項の規定により、広域連合が処理することとされている同条第1項第2号から第8号までに掲げる事務の数が3以下となる構成団体 1人

(2) 構成団体間の均衡又は国の地方行政機関の管轄区域を考慮して定められた次に掲げる構成団体 1人

ア 兵庫県

イ 鳥取県

ウ 徳島県

4 前3項の議会における選挙については、地方自治法第118条の規定の例による。

第1条~第7条 略

(広域連合の議会の定数)

第8条 広域連合の議会の議員(以下「広域連合議員」という。)の定数は、20人とする。

(広域連合議員の選挙の方法)

第9条 広域連合議員は、構成団体の議会の議員のうちから、構成団体の議会において選挙する。

2 前項の規定により構成団体の議会ごとに選挙する広域連合議員の人数は、それぞれの構成団体について1人に、次の各号に掲げる構成団体の区分に応じ、当該各号に定める人数を加えた人数

(1) 人口(地方自治法第254条に規定する人口をいう。以下本項において同じ。)250万未満の構成団体 1人

(2) 人口250万以上500万未満の構成団体 2人

(3) 人口500万以上750万未満の構成団体 3人

(4) 人口750万以上の構成団体 4人

3 前2項の議会における選挙については、地方自治法第118条の規定の例による。



関西広域連合規約案 新旧対照表

変更前 (H25.3.29変更届出規約)	変更案 (案 1)
第10条～第21条 略	第10条～第21条 略
附 則	附 則
(施行期日) 略	(施行期日) 略
1 (検討) 略	1 この規約は、総務大臣の許可のあった日から施行する。
2 略	2 第4条第3項又は第5条第1項の規定により事務を処理しようとする場合であって、当該事務の処理により、住民の生活に大幅な影響を及ぼし、又は広域連合の体制を強化する必要があると認められるときは、広域連合の議会の構成、執行機関の組織、経費の支弁の方法等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
(広域連合の処理する事務に係る経過措置) 略	(広域連合の処理する事務に係る経過措置)
3 略	3 広域連合長が定める日までの間における第4条第1項第3号ア、第5号ア及び第7号に規定する事務は、これらの規定にかかわらず、これらの規定に関する事務の準備行為とする。
4 略	4 広域連合長が定める日までの間における第4条第1項第5号アに規定する事務は、同号アの規定にかかわらず、京都府、兵庫県及び鳥取県の区域において運輸されるものに限るものとする。
(広域連合議員の定数等に係る経過措置)	(広域連合議員の定数等に係る経過措置)
5 広域連合議員の定数及び選挙の方法については、第8条及び第9条第2項にかかわらず、国出先機関対策の動向を踏まえたと本格見直しを行うまでの間に限り、次の各号に定めるとおりとする。	5 年度途中で構成団体となった場合の第20条第1項第1号に掲げる負担金の額の算出については、月割によるものとする。
(1) 広域連合議員の定数は、次号の規定による人数を合算した人数とする。	6 平成22年度における第20条第1項第1号に掲げる負担金の額の算出については、「均等割」とする。
(2) 構成団体の議会ごとに選挙する広域連合議員の人数は、次のとおりとする。	7 広域連合長が定める日までの間における第20条第1項第1号「提出した者の住所のある構成団体ごとの同条第2項及び別表の適用については、同表(備考を除く。)中「受講者数割」とあるのは、「均等割」とする。
ア 指定都市(地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市をいう。)を包括する構成府県 第9条第2項の規定による人数	7 広域連合長が定める日までの間における第20条第1項第1号「提出した者の住所のある構成団体ごとの同条第2項及び別表の適用については、同表備考2中「提出した者の住所のある構成団体ごとの総数」とあるのは、「構成団体に提出した者の総数」とする。ただし、これにより難しい場合は、別に広域連合長の定めるところによる。
イ アに規定する構成府県以外の構成府県 第9条第2項の規定による人数に1人を加えた人数	8 別表の適用については、同表(備考を除く。)中「受講者数割」とあるのは、「均等割」とする。
ウ 構成指定都市 第9条第2項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める人数	8 別表の適用については、同表(備考を除く。)中「受講者数割」とあるのは、「均等割」とする。
(負担金の徴収に係る経過措置) 略	(負担金の徴収に係る経過措置)
6 略	6 平成22年度における第20条第1項第1号に掲げる負担金の額の算出については、「均等割」とする。
7 略	7 広域連合長が定める日までの間における第20条第1項第1号「提出した者の住所のある構成団体ごとの同条第2項及び別表の適用については、同表(備考を除く。)中「受講者数割」とあるのは、「均等割」とする。
8 略	8 別表の適用については、同表(備考を除く。)中「受講者数割」とあるのは、「均等割」とする。

関西広域連合規約案 新旧対照表

変 更 案	変 更 前 (H25.3.29変更届出規約)
<p>附 則 (平成24年1月25日総行市第1号) (施行期日)</p> <p>1 この規約は、平成24年4月1日から施行する。 (負担金の徴収に係る経過措置)</p> <p>2 平成24年度における構成団体の負担金の額の算出に係る改正後の関西広域連合規約別表の適用については、同表総務費の部第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費の項及び事業費の部第4条第1項第7号に規定する事務に係る経費の項中「受験者数割」とあるのは、「受験者数割を基本とし広域連合長が別に定める負担割合」とする。</p> <p>附 則 (平成24年4月23日総行市第41号) この規約は、総務大臣の許可のあった日から施行する。</p> <p>附 則 (平成24年8月14日総行市第107号) この規約は、総務大臣の許可のあった日から施行する。</p> <p>附 則 (平成25年3月29日総務大臣届出) (施行期日)</p> <p>1 この規約は、平成25年4月1日から施行する。 (負担金の徴収に係る経過措置)</p> <p>2 広域連合長が定める日までの間における改正後の関西広域連合規約第4条第1項第5号アに規定する事務に係る経費に係る和歌山県の負担については、同規約第20条及び別表の規定にかかわらず、従前の和歌山県と大阪府及び徳島県との間の協定の例により関係団体で協議して定める。</p> <p>附 則 (平成25年 月 日総行市第 号) (施行期日)</p> <p>1 この規約は、総務大臣の許可のあった日から施行する。 (広域連合議員の人数に係る経過措置)</p> <p>2 この規約の施行の際現に広域連合議員である者の人数が改正後の第9条の規定による人数を超えることとなる構成団体の広域連合議員の人数は、当該構成団体の議会において同条の規定による選挙が行われるまでの間、なお従前の例による。この場合における広域連合議員の定数は、改正後の第8条の規定にかかわらず、36人に当該超えることとなる広域連合議員の人数を加えた人数とする。</p>	<p>附 則 (平成24年1月25日総行市第1号) (施行期日)</p> <p>1 略 (負担金の徴収に係る経過措置)</p> <p>2 略</p> <p>附 則 (平成24年4月23日総行市第41号) 略</p> <p>附 則 (平成24年8月14日総行市第107号) 略</p> <p>附 則 (平成25年3月29日総務大臣届出) (施行期日)</p> <p>1 略 (負担金の徴収に係る経過措置)</p> <p>2 略</p>
別表 (第20条関係) 略	別表 (第20条関係) 略

平成24年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					一般財源
					既収入 特定財源	国庫支出金	分担金及び 負担金	その他	地方債	
2	総務費2企画費	全国知事会Web会議 通信機器等増強整備事業費	1,000,000	686,050						686,050
		計	1,000,000	686,050						686,050

長期継続契約の締結状況について

[新規契約]

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	未来づくり推進局 鳥取力創造課	物品 保守	ノートパソコン	1台	鳥取市高茶町221番地1 株式会社愛進堂	68,039	平成25年1月31日 ～平成26年1月30日	鳥取県未来づくり推進局 鳥取力創造課